

答 申

1 審査会の結論

諮問第108号案件「審査請求人に関する世田谷総合支所保健福祉センター保健福祉課での苦情や相談の記録（2014年1月以降）」について、一部開示とした決定は妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求は、平成31年1月4日付けで審査請求人（以下単に「請求人」という。）から世田谷区長に対し審査請求書が提出され、同日に受理された。

趣旨は、世田谷区個人情報保護条例（平成4年3月世田谷区条例第2号。以下「条例」という。）に基づき、請求人が行った「請求人に関する苦情や相談の記録（2014年1月以降）」の個人情報等開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、世田谷区長が平成30年9月12日付けで行った一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

請求人が、審査請求書、反論書及び意見陳述によって主張している審査請求の主な理由は、次のとおりに要約される。

ア 請求人の個人情報なのに、黒塗りのままだとおかしい。

イ 黒塗りのままだと、処分庁である実施機関（以下単に「実施機関」という。）の「事実」と、本当にあった請求人の「事実」を一貫性を持って確認することが出来ない。もし、黒塗りの部分が本当にあった請求人の「事実」と異なることがあっても、請求人は反論することが出来ない。

ウ 実施機関は、〇〇と実施機関との信頼関係のために非開示の処分をしていると言うが、なぜ信頼関係のために開示しないのか、「信頼」とは何をもって信頼なのか理解できない。実施機関がどの様に請求人と信頼関係を築く責務を怠ってきたのか、公文書として残っている部分だけでも開示すべきである。

エ 〇〇には、「〇〇」とある。実施機関のいう「〇〇人との信頼関係」を築くためには、必要な支援にアクセスできるようにしなければならないので、開示すべきである。

3 審査請求に対する実施機関の説明

実施機関は、非開示とした審査請求に係る部分（以下「本件非開示部分」という。）につき、条例第21条第7号（行政運営情報）に該当するとして本件処分を行った。実施機関が、本件処分について、弁明書及び口頭による説明で主張している内容は、次のとおりに要約される。

(1) 条例第21条第7号は、開示請求に係る保有個人情報に「実施機関が行う事務又は事業に関する情報であって開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」が含まれている場合は、「行政運営情報」として、当該保有個人情報を非開示とすることを定めている。

(2) 本件対象文書の一部には、〇〇方の心身の状況や生活の状況をはじめとした区の〇〇受付業務を受託している法人の担当者の観察内容や実施機関内部又は外部機関その他の関係者との連絡調整や対応方策等に関する事項が記載されている。

当該相談及び支援に係る事務において、〇〇方の地域での生活を支援するため、実施機関の地区担当員は、〇〇方との信頼関係を築き、必要な援助や助言を行っていくことが重要であり、同様に、外部機関その他の関係者との間でも、率直にやり取りするなど密接な連携・協力体制の下で進められる必要があり、区の相談事業は、関係機関による統合的な意見調整の結果に基づき本人への支援を行っていることから、外部機関その他の関係者との信頼関係が重要であるといえる。

本件非開示部分につき、非開示とした情報を開示するとなると、当該相談や支援に係る事務における実施機関と〇〇方との信頼関係の構築が困難になったり、区の〇〇受付業務を受託している法人が萎縮してしまい必要な情報が区に報告されなくなったり、さらには外部機関その他の関係者との信頼関係に基づいた連携や協力体制において、率直なやり取りが阻害されるなどの影響が生じ、当該事務を適切に行うことにつき、支障を及ぼすおそれがある。

したがって、本件対象文書の一部が条例第21条第7号に該当するとして、本件処分を行ったことは適法である。

(3) 以上のことから、本件処分は、条例に基づき適正に行われており、本件処分には違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は棄却されるべきである。

4 審査会の判断

審査会は、請求人及び実施機関の主張を検討した結果、以下のように判断する。

(1) 本件審査請求対象文書について

本件請求対象文書は、「請求人に関する苦情や相談の記録（2014年1月以降）」である。その内訳は、①「請求人に関する烏山総合支所保健福祉センター健康づくり課での苦情や相談の記録（2014年1月以降）」、②「請求人に関する世田谷総合支所保健福祉センター保健福祉課での苦情や相談の記録（2014年1月以降）」及び③「請求人に関する経堂出張所又は経堂まちづくりセンターでの苦情や相談の記録（2018年1月頃）」の3点と認められる。

そのうち、①「請求人に関する烏山総合支所保健福祉センター健康づくり課での苦情や相談の記録（2014年1月以降）」及び③「請求人に関する経堂出張所又は経堂まちづくりセンターでの苦情や相談の記録（2018年1月頃）」の2点について、実施機関は文書不存在として本件処分を行っているが、請求人は、審査請求書、反論書及び意見陳述において、文書不存在については争っていない。

したがって、本件審査請求対象文書は、「請求人に関する世田谷総合支所保健福祉センター保健福祉課での苦情や相談の記録（2014年1月以降）」の1点と認められる。

(2) 条例第21条第7号の該当性について

条例第21条第7号は、開示請求に係る保有個人情報に「実施機関が行う事務又は事業に関する情報であって開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」が含まれている場合は、「行政運営情報」として、当該保有個人情報を非開示とすることを定めている。

これを踏まえ、当審査会が本件審査請求対象文書を見分したところ、本件非開示部分には、区の〇〇受付業務を受託している法人の担当者の請求人に対するありのままの観察内容が記載されていることを確認した。また、実施機関内部又は外部機関その他の関係者との間で行われた連絡調整や対応方策等に関する事項が記載されていることも確認した。

実施機関の地区担当員は、〇〇方との信頼関係を築き、必要な援助や助言を行っていくことが重要であるとともに、区の相談事業は、各関係機関による統合的な意見調整の結果に基づき本人への支援を行っていることから、外部機関その他の関係者との信頼関係がとりわけ重要である。

したがって、請求人は本件非開示部分を開示するよう求めているが、本件非開示部分を開示した場合、実施機関が主張しているとおおり、当該相談や支援に係る事務における実施機関と〇〇方との信頼関係の構築が困難になるおそれがあること、区の〇〇受付業務を受託している法人が萎縮してしまい、必要な情報が区に報告されなくなること、外部機関その他の関係者との信頼関係に基づいた連携や協力体制において、率直なやり取りが阻害されることなどの影響が生じるおそれがある。すなわち、本件非開示部分の開示は、実施機関が実施する相談及び支援事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

以上のことから、本件審査請求対象文書には条例第21条第7号に該当する情報が含まれているため、その部分を非開示とし、本件審査請求対象文書を一部開示とした実施機関の判断は妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のように判断する。

5 審査会の経過

日 付	審 議 経 過
平成31年3月28日	審査庁（世田谷区長）から諮問を受けた。 （諮問第108号）
平成31年4月24日	（平成31年度第2回審査会） ・事務局から経過概要の説明を受けた。
令和元年6月25日	（令和元年度第3回審査会） ・実施機関から説明を受けた。 ・諮問事項を審査した。
令和元年9月9日	（令和元年度第5回審査会） ・請求人から意見の陳述を受けた。 ・引き続き諮問事項を審査した。
令和2年6月11日	（令和2年度第1回審査会） ・引き続き諮問事項を審査した。
令和2年6月15日	審査庁（世田谷区長）に答申した。